

## 訴えの提起について

平成29年度に吉川浄化センターにおいて、老朽化した機械設備（汚泥脱水機）の更新工事を実施し、運転を開始したものの、市が求める処理能力を発揮しないため、市は工事業者に対して、契約（瑕疵担保条項）に基づく修補を求めて協議を行うも合意に至らず、瑕疵担保期間が満了する3月末を前に再度、修補を求めたところ、相手方から正式に市の求めに応じない旨の回答があったため、下記のとおり訴訟を提起する。

### 1 相手方（工事請負業者）

兵庫県豊岡市神美台157番76

OESアクアフオーコ株式会社 代表取締役 鈴木 寛

### 2 管轄裁判所

神戸地方裁判所

### 3 訴訟の内容

相手方が整備した機械設備に瑕疵があることによって、市が被った損害額を相手方に請求します。市が訴訟で求める具体的な損害額等については、今後、顧問弁護士と協議して決定する。

### 4 平成29年度に市が発注した機械設備更新工事の概要

- (1) 工事名 吉川浄化センター改築工事第3工区
- (2) 工期 平成29年4月28日～平成30年3月26日
- (3) 請負代金 111,024,000円（税込）
- (4) 内容

旧吉川町において、平成11年に吉川浄化センターを整備したときに設置した汚泥脱水機が老朽化により更新が必要となったことから、平成26年に市が策定した下水道施設長寿命化計画に基づき工事を実施したものの。

問い合わせ先 三木市上下水道部下水道課  
電話 0794-82-2010（内線 4300）